

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月21日
【会社名】	株式会社アクロディア
【英訳名】	Acrodea, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 純也
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
【電話番号】	03-5793-1306
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
【電話番号】	03-5793-1306
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 234,045,000円 (第4回新株予約権) その他の者に対する割当 2,640,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 445,800,000円 (第5回新株予約権) その他の者に対する割当 1,150,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 557,000,000円 (第6回新株予約権) その他の者に対する割当 440,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 594,400,000円 (注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	350,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成27年7月21日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称および住所は次のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	350,000株	234,045,000	117,022,500
一般募集			
計(総発行株式)	350,000株	234,045,000	117,022,500

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
668.70	334.35	100株	平成27年8月6日(木)	-	平成27年8月6日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合には、当該株式にかかる割当を受ける権利は消滅いたします。

4. 申込方法は、申込期間内に、後記、申込取扱場所に申し込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額を払込むものいたします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アクロディア 本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 中目黒支店	東京都目黒区上目黒一丁目24番11号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	600,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	2,640,000円
発行価格	新株予約権1個につき4.4円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年8月6日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アクロディア 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
払込期日	平成27年8月6日(木)
割当日	平成27年8月6日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 中目黒支店

- (注) 1. 第4回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第5回新株予約権及び第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成27年7月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は600,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>当社は平成28年2月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の2取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)後(通知日が取引日でない場合には3取引日後)の日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額を(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「上限行使価額」は当初1,114円とし、「下限行使価額」は当初371円とする。上限行使価額及び下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。</p> <p>金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合</p> <p>行使停止期間中の場合</p>
--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度(最大で6ヶ月に1回未満)修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初371円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 600,000株(発行済株式総数に対する割合は4.29%)</p> <p>6. 本新株予約権には、平成28年8月6日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は600,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、743円とする(以下「当初行使価額」という。)</p> <p>3. 行使価額の修正 当社は平成28年2月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の2取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)後(通知日が取引日でない場合には3取引日後)の日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額を(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「上限行使価額」は当初1,114円とし、「下限行使価額」は当初371円とする。上限行使価額及び下限行使価額は次項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。</p> <p>金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合 行使停止期間中の場合</p>

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

	<p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}</math> </p> <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。</p> <p>(7) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が前記「新株予約権の行使時の払込金額」に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(8) 第3項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>445,800,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成27年8月6日（当日を含む。）から平成30年8月5日（当日を含む。）までとする。 但し、下欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社アクロディア 管理部 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 中目黒支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>当社は、平成28年8月6日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり4.4円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> <p>(2) 平成30年8月5日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新株予約権者は、発行会社に対して同日中に書面により通知することにより、本新株予約権1個当たり4.4円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得するよう請求することができる。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「(4) 本スキームの特徴、[他の資金調達方法との比較]」に記載の通り、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、EVOLUTION JAPAN証券株式会社より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下、「本スキーム」といいます。）は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのデメリットに鑑みても、本スキームによる資金調達方法が当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

当社グループでは、成長分野であるスマートフォン向けプラットフォームソリューション（スマートフォン向けサービスを実現するプラットフォームの提供）やコンテンツサービス（スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供）に経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。

当社グループのプラットフォームソリューションの事業展開においては、既存サービスのきせかえ touchやMulti-package Installer for Android等をはじめ、モバイルB a a S（ 1 ）やインターホン向けI o T（ 2 ）システム等を新たに展開開始し、安定的な収益確保と今後の中長期的な成長基盤の確立を図っております。

また、コンテンツサービスの事業展開においては、複数のソーシャルゲームやアプリの提供を開始し、売上規模が拡大しております。主要なタイトルとしては、J F A オフィシャルライセンスソーシャルゲーム「サッカー日本代表 2018 ヒーローズ」を平成23年12月から開始し、100万人以上のユーザーにお楽しみいただき、長期にわたり堅調に推移しております。さらに、「サッカー日本代表イレブンヒーローズ」や「野球しようよ ガールズスタジアム」、「なでサカ～なでしこジャパンでサッカー世界一！」等のスポーツ関連のソーシャルゲームを複数のプラットフォームで展開しております。さらに、国内では、新たなジャンルのゲームとして、対戦パズルR P G「対戦パズル バトルブレイブ」の配信や、顔合成サービス「顔テレビ（ 3 ）」の技術と、ソフトバンクモバイルの音声合成ソリューションを組み合わせた新作アプリ「MAGICWAN」も開始し、コンテンツサービスにおいてさらなる市場獲得を推進しております。また、韓国市場においては、SNSプラットフォーム「gimme the playground」を開始しており有名人が参加することにより活性化を目指しております。

当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。また、当社グループの現金及び現金同等物の期末（平成27年5月31日）残高は16百万円となり、前期末から48百万円減少しております。当社グループは、スマートフォン向け事業への転換を進め、スマートフォン向けサービス・ソリューションの事業拡大と業績改善を図るべく、新たなソーシャルゲームやアプリの配信を複数開始しコンテンツサービスの拡充を図るとともに、今後の成長を見込んだ新規の事業展開を積極的に行っておりますが、ソーシャルゲームや新規サービスにおいて、顧客ニーズに合わせさらなるサービス充実を図る必要が生じ、追加開発を行ったこと等により当第3四半期での市場展開が遅れ、業績寄与が下回る結果となりました。また連結子会社の韓国SNSプラットフォームのサービスにおいて当第3四半期に本格展開の一環として韓国スターの参加を予定しておりましたが、その調整に時間を要し、サービス認知度向上と利用者獲得施策に遅れが生じた結果、当第3四半期での市場展開が遅れ、売上計画には届かなかったことなどにより、損失を計上することとなり依然として財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。

当社は、平成26年11月6日にスマートフォン向けゲーム及びプラットフォームソリューションの開発、運営等の事業資金を主目的とした第三者割当による新株式を発行し、資金を調達しております。当初の資金使途の通り、調達した資金はゲーム及びプラットフォームソリューションの開発、運営等の事業資金に充当いたしました。しかしながら、インターホン向けI o Tシステムの展開等、プラットフォームソリューションの市場獲得を進めるとともに、ソーシャルゲーム等を複数展開しておりますが、一部ゲームの開始遅れなどの要因により、資金確保が遅れている状況にあります。

このため、事業継続のための事業資金を早期に確保することが必要であるとともに、前回の資金調達の主な使途でもあるこれらのスマートフォン向けモバイルゲーム等の開発・提供スピードを加速させ、モバイルB a a Sやインターホン向けI o Tシステムをはじめとした、当社の技術力を活かしたプラットフォームソリューションの開発を進め、スマートフォン関連市場において確固としたシェアを獲得していくことが必要です。

同時に、弊社の既存のソリューションや当社独自のコンテンツによる事業展開だけでは、その成長の速度には限界があり、十分な成長が望めない可能性があります。より成長の速度を速めて早期の黒字化を達成し、高水準の利益を実現していくためには、当社の事業分野とシナジー効果のある事業の取得を積極的に進めていくことが不可欠であると考えております。

これらの事業展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、後述の「調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、ソリューション及びコンテンツ事業展開資金として656百万円、事業取得資金として1,171百万円の資金調達を行う必要があると判断いたしました。

当社は、今後の当社の成長基盤となるスマートフォン関連事業をさらに強化するためには、外部環境の進展にあわせ機動的に投資をすることが不可欠であると考えており、当社の関連するスマートフォン市場において競争力を獲得し、企業価値向上を目指すべく、本資金調達方法を選択いたしました。

本調達資金は上述の開発等を迅速に進め、事業基盤を強化することにより、黒字基調に至るまでの事業資金として充当する予定であります。また、現在進めているインターホン向けI o Tシステムをはじめ

とした新たなプラットフォームサービス及び新規コンテンツサービスを軌道に乗せ、早期に黒字基調に回復させることを目指しております。なお、当該事業に係る投資については、開発に係る外注費・人件費が含まれ、当社の投資キャッシュフローに含まれる投資対象であると同時に運転資金としての側面も持っているものであります。

- ( 1 ) モバイルBaaS: mobile Backend as a Serviceとは、スマートフォンアプリの開発に必要な汎用的機能をAPI(プラットフォーム向けのソフトウェアを開発する際に使用できる命令や関数の集合のこと)、SDK(あるテクノロジー(プログラミング言語やAPIなど)を利用してソフトウェアを開発する際に必要なツールのセットのこと)で提供しサーバー側のコードを書くことなく、サーバー連携するスマートフォンアプリを効率よく開発できるようにするクラウドサービスです。
- ( 2 ) IoTモノのインターネット(Internet of Things)。従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットにそれ以外の、各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサー等、さまざまな"モノ"を接続する技術です。
- ( 3 ) 「顔テレビ」は、正面から撮った顔写真を3D化し、動画の登場人物の顔と合成して面白いキャラクターを作成し、作成した動画をSNSなどで投稿・共有できるエンターテインメントサービスです。動画ではキャラクターの動きに合わせて顔の動きや表情が変わります。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定(第4回新株予約権は743円、第5回新株予約権は1,114円、第6回新株予約権は1,486円)されていますが、当社は平成28年2月6日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知(以下「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」という。)の2取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)後(通知日が取引日でない場合には3取引日後)の日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、当該金額が、上限行使価額(以下に定義する。)を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正されます。「上限行使価額」は第4回新株予約権は1,114円、第5回新株予約権は1,486円(第6回新株予約権は上限はありません)とし、「下限行使価額」は371円とします。上限行使価額及び下限行使価額は本新株予約権の発行要項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

なお、以下に該当する場合には当社はかかる修正を行うことができません。

- 金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合
- 前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合
- 行使停止期間中の場合

## (3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]および[デメリット]がありますが、本スキームは行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われないため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「(4)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断しております。また、当社の事業計画上喫緊に必要な資金ニーズを満たすと同時に、当社の事業環境の進展に伴う株価上昇により、より有利な条件での資金調達を順次実施して行くことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

## (4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

### [メリット]

固定行使価額(資金調達目標株価)によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われないため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,500,000株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。

#### 行使請求停止条項

当社は、割当予定先の権利行使に関して、本新株予約権の一部または全部について原則として20営業日の期間行使の停止をすることができます。本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社が行使停止請求を行った場合、当該行使停止請求の通知日の2営業日後(通知日が営業日でない場合は3営業日後の日)の日から原則として20営業日の期間行使を停止します。当該停止終了後に、割当予定先は行使請求を当社に通知することができるようになります。なお、行使請求停止中に次の行使請求停止を通知することはできないため、20営業日を超えて停止を継続することはできません。また、当該停止は、当社が本新株予約権の一部または全部の取得を割当予定先に通知した場合、または当社の株価が本新株予約権の上限行使価額以上となった場合、解除されます。これによって当社は、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら行使を進めることが、一定程度、可能となります。

#### 買入消却条項

平成28年8月6日以降、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、いつでも残存する本新株予約権を買入消却することが可能です。買入消却額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

#### 行使価額修正条項・選択権

上記に記載の通り、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資金調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。

#### 資金調達のスタンバイ(時間軸調整効果)

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

#### [デメリット]

当初に満額の資金調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額(ターゲット価格)は当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、上記[メリット]に記載の行使価額の修正により行使価額がターゲット価格を下回る額とならない限り、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使請求が行われる可能性が生じます。

株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額(第4回新株予約権は当初743円、第5回新株予約権は当初1,114円、第6回新株予約権は当初1,486円)を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

当社から、割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

[ 他の資金調達方法との比較 ]

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

当社は、本新株予約権の発行と同時に、割当予定先に対する第三者割当の方式により新株式の発行を行う予定です。しかし、当該第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たすことが出来ない見込みであるため、第三者割当増資と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達スキームが必要であると判断いたしました。

M S C B

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるM S C B)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・イシュー)

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。

なお、当社は2期連続で経常赤字を計上しているため、ノンコミットメント型のライツ・イシューは実施することができません。

社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結いたします。これに基づき、当社は、割当予定先の権利行使に関して、本新株予約権の一部または全部について原則として20営業日の期間行使の停止をすることができます。割当予定先は、当社が行使停止請求を行った場合、当該行使停止請求の通知日の2営業日後(通知日が営業日でない場合は3営業日後の日)の日から原則として20営業日の期間行使を停止します。当該停止終了後に、割当予定先は行使請求を当社に通知することができるようになります。なお、行使請求停止中に次の行使請求停止を通知することはできないため、20営業日を超えて停止を継続することはできません。また、当該停止は、当社が本新株予約権の一部または全部の取得を割当予定先に通知した場合、または当社の株価が本新株予約権の上限行使価額以上となった場合解除されます。これによって当社は、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら行使を進めることが、一定程度、可能となります。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

本新株式及び新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役 堤純也氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

7. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	500,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	1,150,000円
発行価格	新株予約権1個につき2.3円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年8月6日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アクロディア 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
払込期日	平成27年8月6日(木)
割当日	平成27年8月6日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 中目黒支店

(注) 1. 第5回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第4回新株予約権及び第6回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成27年7月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

（２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は500,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準          当社は平成28年2月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。）後（通知日が取引日でない場合には3取引日後）の日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（ただし、当該金額が、上限行使価額（以下に定義する。）を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額を（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。「上限行使価額」は当初1,186円とし、「下限行使価額」は当初371円とする。上限行使価額及び下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。              金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合              前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合              行使停止期間中の場合</p> <p>3. 行使価額の修正頻度          行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度（最大で6ヶ月に1回未満）修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限          「下限行使価額」は、当初371円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限          500,000株（発行済株式総数に対する割合は3.57%）</p> <p>6. 本新株予約権には、平成28年8月6日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,114円とする（以下「当初行使価額」という。）。
3. 行使価額の修正  
当社は平成28年2月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」という。）に通知（以下、「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「通知日」という。）の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。）後（通知日が取引日でない場合には3取引日後）の日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額（ただし、当該金額が、上限行使価額（以下に定義する。）を上回る場合、上限行使価額とし、下限行使価額を（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。「上限行使価額」は当初1,486円とし、「下限行使価額」は当初371円とする。上限行使価額及び下限行使価額は下記次項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。  
金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合  
前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合  
行使停止期間中の場合
4. 行使価額の調整  
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。  
$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
  
(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。  
本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。  
株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が前記「新株予約権の行使時の払込金額」に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,150,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年8月6日(当日を含む。)から平成30年8月5日(当日を含む。)までとする。</p> <p>但し、下欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>株式会社アクロディア 管理部 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 中目黒支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、平成28年8月6日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり2.3円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> <p>(2) 平成30年8月5日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新株予約権者は、発行会社に対して同日中に書面により通知することにより、本新株予約権1個当たり2.3円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得するよう請求することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由  
前記「4 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」に対する（注）1.を参照
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
本新株式及び新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役 堤純也氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先であるEVO Fundへの貸株を行う予定です。  
EVO Fundは、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（同日付で上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 6 【新規発行新株予約権証券(第6回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	400,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	440,000円
発行価格	新株予約権1個につき1.1円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成27年8月6日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アクロディア 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号
払込期日	平成27年8月6日(木)
割当日	平成27年8月6日(木)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 中目黒支店

(注) 1. 第6回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第4回新株予約権及び第5回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成27年7月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準          当社は平成28年2月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の2取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)後(通知日が取引日でない場合には3取引日後)の日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、下限行使価額を(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「下限行使価額」は当初371円とする。下限行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。              金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合              前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合              行使停止期間中の場合</p> <p>3. 行使価額の修正頻度          行使価額は、行使価額修正通知がなされた都度(最大で6ヶ月に1回未満)修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限          「下限行使価額」は、当初371円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限          400,000株(発行済株式総数に対する割合は2.86%)</p> <p>6. 本新株予約権には、平成28年8月6日以降、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合に、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該取得日に当社が本新株予約権の全部又は一部を取得することができる条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は400,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額          各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p>

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、1,486円とする(以下「当初行使価額」という。)

3. 行使価額の修正

当社は平成28年2月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下、「本新株予約権者」という。)に通知(以下、「行使価額修正通知」という。)するものとし、当該通知が行われた日(以下、「通知日」という。)の2取引日(株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)後(通知日が取引日でない場合には3取引日後)の日に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額(ただし、下限行使価額を(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。「下限行使価額」は当初371円とする。下限行使価額は下記次項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合  
前回の行使価額修正通知を行ってから6ヶ月が経過していない場合  
行使停止期間中の場合

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が前記「新株予約権の行使時の払込金額」に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>440,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項または第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成27年8月6日(当日を含む。)から平成30年8月5日(当日を含む。)までとする。</p> <p>但し、下欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 行使請求の受付場所</p> <p>株式会社アクロディア 管理部 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番22号</p> <p>2. 行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社みずほ銀行 中目黒支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>

自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件	<p>(1) 当社は、平成28年8月6日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1.1円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知または公告を行うことができない。</p> <p>(2) 平成30年8月5日において行使されていない本新株予約権が残存している場合には、本新株予約権者は、発行会社に対して同日中に書面により通知することにより、本新株予約権1個当たり1.1円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得するよう請求することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由  
前記「4 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等」に対する(注)1.を参照
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
本新株式及び新株予約権の発行に伴い、当社大株主である当社代表取締役 堤純也氏は、その保有する当社普通株式について、割当予定先であるEVO FUNDへの貸株を行う予定です。  
EVO FUNDは、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は)本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および(発行されている場合は)本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(同日付で上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

8. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

9. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,835,475,000	8,909,000	1,826,566,000

(注) 1. 上記払込金額は、本株式及び本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額（第4回新株予約権、第5回新株予約権、及び第6回新株予約権の合計238,275,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額、第4回新株予約権、第5回新株予約権、及び第6回新株予約権の合計1,597,200,000円）を合算した金額であります。

	本株式及び本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株式	234,045千円	- 千円
第4回新株予約権	2,640千円	445,800千円
第5回新株予約権	1,150千円	557,000千円
第6回新株予約権	440千円	594,400千円

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本株式及び本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本株式及び本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本株式及び本新株予約権の発行に関する登記費用6,409千円、価額算定及び調査費用1,500千円、届出書作成費用等1,000千円の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計1,826,566,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

< 本新株式発行による調達資金 >

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金	114	平成27年8月～平成28年2月
コンテンツサービス事業の展開に係る資金	54	平成27年8月～平成28年2月
シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金	63	平成27年8月～平成28年2月

< 本新株予約権発行による調達資金 >

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金	142	平成28年3月～平成30年2月
コンテンツサービス事業の展開に係る資金	346	平成28年3月～平成30年8月
シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金	1,108	平成28年3月～平成30年8月

本株式に関する払込金額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) [ 新規発行による手取金の額 ]」の差引手取概算額に記載の通り1,826,566千円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生す

る可能性があります。調達資金が不足した場合には、上記への充当額の見直しを行う予定であり、調達資金が超過した場合には、上記への充当額の見直しを行う予定であります。

#### プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金

当社はスマートフォン向けのサービスを実現するための基盤をコンテンツプロバイダーやデベロッパー等に提供するプラットフォームソリューションを提供しております。当社の安定収益の柱の一つである「きせかえtouch」、「Multi-package installer for Android」をはじめとした既存ソリューションに加え、中長期的な企業成長を目的として推進している、スマートフォン向け開発者向けのソリューションとして提供している「モバイルBaaS」や、インターホンがスマートフォンでどこでも応答ができる画期的な「インターホン向けIoTシステム」等、新規ソリューション開発・提供に取り組んでおります。これらの新規ソリューションを様々な角度から展開するための開発、提案等を積極的に行い、市場獲得に努める予定です。

「モバイルBaaS」及び「インターホン向けIoTシステム」のソリューションは、顧客獲得が進むにつれて大きく収益化していくビジネスモデルとなっておりますが、顧客基盤が十分に成長するまでの期間における継続的な機能追加等の開発・運用費用、並びにソリューションの認知度向上及び市場獲得を図るための営業費用として、256百万円を充当する予定です。

#### コンテンツサービス事業の展開に係る資金

スマートフォン向けのソーシャルゲームやアプリ等を配信・提供しているコンテンツサービス事業においては、JFAオフィシャルライセンスを取得し展開している「サッカー日本代表シリーズ」をはじめとしたスポーツ関連のソーシャルゲームや当期に新たに開始したパズルゲーム「対戦パズル バトルブレイブ」等を展開しております。スポーツ関連のソーシャルゲームにおいては、マルチプラットフォーム展開を進め、新規ユーザーの獲得と継続率の向上を図っており、安定的な収益を確保しております。また、当期(平成27年8月期)に開始したソーシャルゲーム「対戦パズル バトルブレイブ」や日本女子サッカーのライセンスを取得した「なでサカ～なでしこジャパンでサッカー世界ー!」、知育アプリ「デジタルコベル」等の新規ゲームやアプリについては、今後さらなる顧客獲得を促進するため、継続的なコンテンツ内容の改良やプロモーションが不可欠であると考えております。

今後もコンテンツサービス事業を収益の柱の一つとして位置づけ、継続的な新規ゲームの投入や既存ゲームのリニューアルや継続的な改善のための開発費用、及びゲームやアプリの認知度向上に関する費用として、400百万円を充当する予定です。

#### シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金

上記の事業展開を推進すると同時に、当社グループにおいて展開しているプラットフォームソリューション、コンテンツサービス、モバイルクラウド事業の展開において、市場変化の激しいモバイル市場においてシェア獲得を図り、企業価値を高めて成長を一段と加速するため、企業買収や特定のプロジェクトへの投資などの形で、上記事業領域においてシナジー効果が見込める事業の獲得を検討しております。上記の当社による事業展開においても複数の事業を成長事業と位置付けて展開を進めていきますが、当社グループの早期黒字化は、当社単体での成長速度を超えて成長していくことで確実な達成に結びつくものと考えております。

当社では随時事業取得に係る案件については引き合いがあり、検討を進めておりました。その経緯から、当社で手掛ける案件の規模として数千万円から数億円と予想しており、同規模の案件を今後3年間の間に実施していくことを想定しております。現時点において、機関決定している案件はございませんが、具体的に検討を進めている主な案件は次のとおりです(ただし、今後の検討で案件の追加・削除・金額の変更の可能性あります)。

案件名	概要	想定投資額	想定投資時期	検討状況
A社案件	ゲーム会社A社への資本参加を含む出資	50百万円	概ね半年以内	検討初期段階
B社案件	B社提案ゲーム事業のプロジェクトへの出資	200百万円	概ね一年以内	検討初期段階
C社案件	ゲーム会社C社への資本参加	100百万円	概ね一年以内	検討初期段階
D社案件	動画技術D社への資本参加	500百万円	概ね一年以内	検討開始予定

今後案件が決定した際には、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

このように、市場動向及び当社の成長に合わせて機動的に投資を実現するため、M&A及び資本・業務提携ないしはプロジェクトファイナンスに関わる費用として1,171百万円を見込んでおります。

なお、支出予定時期に適切な案件がなく、今回の調達資金が事業の取得に充当されなかった場合には、適切な案件に充当するまで銀行預金として安定的に管理するほか、新株予約権の行使停止や買入消却も検討し不要な希薄化の回避に努めます。また、事業環境の変化に対応して または に充当するなど用途を変更する場合には、適時適切に開示を行います。

以上の施策を目的に、当社は平成27年7月21日、本株式及び本新株予約権の発行を決定致しました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム
	資本金	1米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	EVO Feeder Fund 100%
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

#### (2) 割当予定先の選定理由

当社は、当社グループの成長基盤となるスマートフォン関連事業の強化を継続的に図っておりますが、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

平成27年6月に当社と割当予定先とのあっせんを行うEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ダニエル・シャイアマン)から最初の提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつその資金を確実に調達する必要性を満たすとともに、(既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、)当社の事業及び事業環境の進展に伴う株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

割当予定先は、ジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd. (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ)とEVO Capital Management Asia Ltd.(Suites 511-512, One Int'l Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong 代表取締役 アンドリュー・フリード)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、EVO Feeder Fund(c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited, 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)以外の出資者はおらず、運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。割当予定先はアジア株を中心に運用を行うファンドであります。日本株への投資実績といたしましては、直近では、平成27年4月にアンジェスMG株式会社(東証マザーズ4563)の普通株式への投資や、平成26年12月に株式会社アルデプロ(東証二部8925)への新株予約権付社債及び新株予約権への投資、その他、運用目的で多数の日本株への投資を行っております。なお、EVO Feeder Fundは資本金10,001,000米ドルの投資ファンドで株主は2名の英国人であります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チザム)の100%子会社であり、同社はガーンジーに所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託なので代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。割

当予定先のジェネラルパートナーであるEVO Investment Advisors Ltd.は割当予定先の経営株式(マネージメント・シェア)1,000株を通じて議決権を全て保有すると同時にケイマン諸島に所在するタイガー・トラスト社(190 Elgin Ave., George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands 代表取締役 ベン・ベンソン)の100%子会社であります。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株式の総数は、350,000株です。

本新株予約権の目的である株式の総数は、1,500,000株です。(内訳は、以下の通りです。)

第4回新株予約権 600,000株

第5回新株予約権 500,000株

第6回新株予約権 400,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株並びに本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株の発行及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

なお、本新株及び本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は当社株主より当社普通株式について借株を行い、ヘッジ目的で売付けを行う場合があります。ただし、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて各割当の発行価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、本新株式の発行及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、割当予定先が資金を預託しているブライム・ブローカー各社による平成27年6月30日時点の預り資産残高証明を受領し、残高が払込み及び行使に必要な金額を十分に超過している状態であることを確認しており、払込期日において本新株及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先と直接・面談・ヒアリングを実施し、割当予定先及びその出資者が反社会的勢力等でない旨を書面で確認するとともに、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社トクチョー(東京都千代田区神田駿河台3-2-1 代表取締役社長 荒川 一枝)に調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

##### 本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成27年7月17日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.9を乗じた金額である668.70円と致しました。

取締役会決議の前営業日における終値に0.9を乗じた金額を採用することと致しましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、決定されました。さらに、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しても、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定致しました。

なお、本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成27年7月17日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である874円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して23.5%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である1,035円に対して35.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,078円に対して38.0%のディスカウントとなる金額です。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員が、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を表明しております。

##### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎 知岳、住所:東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一様に分散的であり、行使停止請求は原則として行わないこと、当社には行使価額修正選択権があり、権利行使の促進並びに権利行使による資金調達の最大化のため、株価が行使価額を上回る場合であっても下回る場合であっても行使価額修正を行うものとする、当社が自ら本新株予約権を取得はしないものとする、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積られる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を、第4回は4.4円、第5回は2.3円、第6回は1.1円とし、本新株予約権の行使価額は当初、平成27年7月17日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値に対し、第4回は同額とし、第5回150%、第6回は200%とそれぞれ上回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役2名)が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当による新規発行株式数350,000株(議決権数3,500個)に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数1,500,000株(議決権数15,000個)は、1,850,000株(議決権数18,500個)であり、平成27年5月31日現在の当社発行済株式総数14,029,193株及び議決権数140,280個を分母とする希薄化率は13.18%(議決権ベースの希薄化率は13.18%)に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を当社グループのプラットフォームソリューション及びコンテンツサービスに係る事業資金、並びに当社グループにおいてシナジー効果が見込める事業の取得に係る資金に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えております。したがって、本第三者割当による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND	c/o GlobeOp Financial Services (Cayman) Limited 45 Market Street, Suite 3205, 2nd Floor Gardenia Court Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003 Cayman Islands	-	-	1,850,000	11.65
堤 純也	東京都港区	790,700	5.64	790,700	4.98
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1 号	730,000	5.20	730,000	4.60
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	430,000	3.07	430,000	2.71
山中 夕典	大阪府豊中市	430,000	3.07	430,000	2.71
株式会社バンダイナムコ ホールディングス	東京都品川区東品川4丁目5番15号	300,000	2.14	300,000	1.89
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1丁目2番10号	221,800	1.58	221,800	1.40
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSCB	ONE CHURCHILL PLACE LONDON E14 5HP UNITED KINGDOM	156,800	1.12	156,800	0.99
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK, 10036 U.S, A	150,000	1.07	150,000	0.95
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	136,300	0.97	136,300	0.86
計		3,345,600	23.85	5,195,600	32.72

- (注) 1. 平成27年2月28日現在の株主名簿を基に平成27年7月21日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。また、総議決権個数は、平成27年7月21日までの新株予約権の行使による株式増加分を反映しております。
2. 今回の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主(平成27年7月21日までに当社が大量保有報告書により確認したものを除く))の所有議決権数の割合については、平成27年2月28日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
- 3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年2月28日時点の総議決権数(139,980個)に、本新株式及び本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(18,500個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
- 4 割当予定先であるEVO FUNDの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確領しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社株式の長期保有は見込まれない予定です。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第10期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出日（平成26年11月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年7月21日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成26年12月9日 （注）1	257,953	13,637,400	60,000	2,967,223	60,000	2,831,423
平成26年12月17日～ 平成27年7月21日 （注）2	391,793	14,029,193	86,446	3,053,669	86,446	2,917,869

（注）1. 転換社債型新株予約権付社債の行使により、発行済株式総数が257,953株、資本金及び資本準備金がそれぞれ60,000千円増加しております。

2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が391,793株、資本金及び資本準備金がそれぞれ86,446千円増加しております。

### 2. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年7月21日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年7月21日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第10期）の提出日（平成26年11月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年7月21日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

#### i 平成26年12月2日提出の臨時報告書

##### 1 [提出理由]

当社は、平成26年12月2日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

##### 2 [報告内容]

イ 銘柄 株式会社アクロディア 第18回新株予約権

##### ロ 新株予約権の内容

###### (1) 発行数

10,000個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1,000,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

###### (2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、151円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ストリームが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

###### (3) 発行価額の総額

371,510,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とし、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金370円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成28年12月1日から平成30年12月18日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、下記に加え、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は、損益計算書)において、平成28年8月期から平成29年8月期までのいずれかの期の経常利益が150百万円を超過している場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、上記に加え、新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも金700円を上回った場合に限り、当該日の翌日以降、本件新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (9) 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 勧誘の相手方の人数及びその内訳  
当社取締役、監査役及び従業員 42名 10,000個（1,000,000株）

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容  
取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

平成26年12月19日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 [ 臨時報告書の訂正報告書の提出理由 ]

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成26年12月2日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成26年12月19日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [ 訂正内容 ]

訂正箇所は下線で示しております。

八 勧誘の相手方の人数及びその内訳  
(訂正前)  
当社取締役、監査役及び従業員 42名 10,000個（1,000,000株）

(訂正後)  
当社取締役、監査役及び従業員 40名 10,000個（1,000,000株）

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日	平成26年11月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の訂正報告書	事業年度 (第10期)	自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日	平成27年1月15日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3四半期)	自 平成27年3月1日 至 平成27年5月31日	平成27年7月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年11月27日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

指定社員 公認会計士 笹本 憲一 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺田 聡司 印  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失80,639千円、当期純損失83,023千円を計上し、当連結会計年度においても営業損失387,519千円、当期純損失430,451千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年10月21日開催の取締役会において、第三者割当により新株式を発行することを決議し、平成26年11月6日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アクロディアの平成26年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アクロディアが平成26年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年11月27日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

### 監査法人 A & A パートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹本 憲一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 聡司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクロディアの平成26年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失57,752千円、当期純損失69,136千円、当事業年度においても営業損失254,920千円、当期純損失135,079千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年10月21日開催の取締役会において、第三者割当により新株式を発行することを決議し、平成26年11月6日に払込が完了した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年7月13日

株式会社アクロディア

取締役会 御中

### 監査法人 A & A パートナーズ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笹本 憲一 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 聡司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクロディアの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年3月1日から平成27年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年9月1日から平成27年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アクロディア及び連結子会社の平成27年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

損継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において営業損失387,519千円、当期純損失430,451千円、当第3四半期連結累計期間においても営業損失610,052千円、四半期純損失592,365千円を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。